

**豊後大野市「部落差別解消教育」の推進に係る
基本計画および教育基本方針**



2019年3月改訂

豊後大野市教育委員会

目 次

第1部 豊後大野市部落差別解消推進教育・啓発基本計画（抜粋・一部加筆修正）

人権・部落差別解消推進課 作成分

第1章 「部落差別解消教育」の推進に係る基本計画	
策定にあたって	P1～2
1 基本計画策定の趣旨	P1
2 基本計画の性格	P1
3 基本理念	P1
4 基本目標	P2
(1)啓発の考え方	P3-6
第2章 部落差別解消の推進	P3
1 教育と啓発についてこれまでの総括	P3
(1)学校教育の総括	P3-4
(2)社会教育の総括	P4-6
2 推進方針	P6
第3章 基本計画の推進	P6～7
1 あらゆる場における教育・啓発の推進	P6～8

(1)学校・幼稚園における教育の推進	P6-7
(2)家庭における教育・啓発の推進	P7
(3)地域社会における教育・啓発の推進	P7
(4)特定職業従事者に対する教育・啓発 の推進	P7-8
2 推進環境の整備	P8～9
(1)学習機会の充実	P8
(2)人材育成	P8
(3)教材等の整備	P8
(4)情報提供	P8-9
(5)連携の促進	P9
第4章 推進体制等	P9
1 推進体制	P9
4 基本計画の推進期間と見直し	P9

第2部 豊後大野市「部落差別解消教育」の推進に係る基本計画および教育基本方針（案）

教育委員会（学校教育課・社会教育課）作成分

はじめに	P1
「部落差別解消教育」の推進に係る基本方針	P2
I 目的	P2
II 目指す教育	P2～3
III 基本方針	P3～4
IV 重点目標	P4～6
1. 部落差別の解消につながる知的理解を深化 する部落差別解消教育の実践	P4
(1)人権尊重の理念についての理解	P4
2. 部落差別の解消をめざした豊かな人権感覚を 育成する人権教育の実践	P4
(1)体験活動の充実	P4
(2)多様な価値観へ触れる場の保障	P4
(3)望ましい人間関係の構築	P4
3. 部落差別を解消する実践力を持つ児童生徒 の育成	P5
(1)差別の現実から深く学ぶ教育実践の充実	P5
(2)自他の人権を守ろうとする実践力の育成	P5
4. 部落差別を解消し、人権教育を推進する教職 員及び社会教育職員研修の充実	P5
(1)部落差別解消に係る学習の推進	P5
(2)差別の現実から深く学ぶ校内研修の充実	P5
5. 研究大会における部落差別の解消をめざした 取組の充実	P5

6. 部落差別の解消をめざした教育の推進に 係る組織等の見直し	P5
7. いじめの未然防止に資する部落差別解消 教育の日常化	P6
8. 家庭や地域における部落差別の解消をめ ざした教育の取組	P6
V 具体的取組	P6～8
1.部落差別解消教育の推進体制の構築	P6
(1)部落差別解消教育の目標設定	P6
(2)推進体制の整備	P6
2.部落差別解消教育の全体計画の作成	P6～7
(1)人権・部落差別解消教育全体構想の作成	P6
(2)年間指導計画の作成	P6-7
3.指導内容、指導方法等の工夫・充実	P7
(1)学級経営の充実	P7
(2)体験的参加型学習等を取り入れた効果的な 指導の充実	P7
4.市統一カリキュラムとの連動	P7
5.差別事象が発生した場合の対応確認	P7
6.家庭・地域への啓発	P7
7.地域社会における教育・啓発の推進	P8
IV その他	P8

第1章 「部落差別解消教育」の推進に係る基本計画策定にあたって

1 基本計画策定の趣旨

豊後大野市では、2000年（平成12年）に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき2006年（平成18年）12月に「豊後大野市人権教育・啓発基本計画」を策定し、部落差別の解消の啓発事業を推進してまいりましたが、全国的な動向として近年、部落差別の問題に新たな変化が起きています。

1969（昭和44）年4月施行の「同和対策事業特別措置法」から2002（平成14）年3月までの「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効に伴い、学校教育、社会教育・啓発の不足から部落差別の問題に関する知識不足、無関心が顕著になっています。これにより知識不足からの部落差別となる行為が増加していることが推測されます。加害者は、深い知識をもたず、あざけり、からかいなどの部落差別行為を行い、相手に深い傷を与えてします。また、インターネットの人権侵害は、インターネットの急速的な普及により、急激に増大していますが、加害者の匿名性、情報の拡散性により被害者はより一層深刻な状態へとなっています。部落差別の問題も同様となっています。

こういった現状を踏まえ、2016年（平成28年）12月「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されました。法律の趣旨にのっとり、部落差別のない豊後大野市を目指して「部落差別解消教育」の推進に係る基本計画を策定し、事業の推進に努めます。

2 基本計画の性格

- ① 大分県人権尊重施策基本方針（改訂版）や第2次豊後大野市総合計画、豊後大野市人権教育・啓発基本計画【改定版】と整合性を図ります。
- ② 「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）に基づき、部落差別解消の事業実施により本市の人権尊重社会を実現するための計画とします。
- ③ 部落差別の解消における意識の高揚を図るために方針策定や教育・啓発を通した取組の推進等、部落差別のない地域社会の実現のために必要な事項を定めます。

3 基本理念

この基本計画は、人権尊重社会の実現に向けた本市の基本的考え方、部落差別の現状の把握と問題点の改善に向けた取組を明らかにし、本市における施策を総合的かつ計画的に推進していく指針である豊後大野市部落差別解消推進教育・啓発基本計画（2018年9月）をもとに教育委員会が策定したものです。

1965（昭和40）年に出された「同和対策審議会答申」の前文には「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ國の責務であり、同時に国民的課題である」と記されています。

「市民一人ひとりの基本的人権が保障され、部落差別のない真に住みよい社会を実現すること」を基本理念とし、部落差別が自己実現の阻害とならない、市民一人ひとりが部落差別の問題をはじめとして、各人権課題に関する問題を認識し差別心を抱くことなく穏やかな心で暮らせる社会風土の実現を目指し、学校および社会教育の場で教育・啓発事業の推進に努めてまいります。

4 基本目標

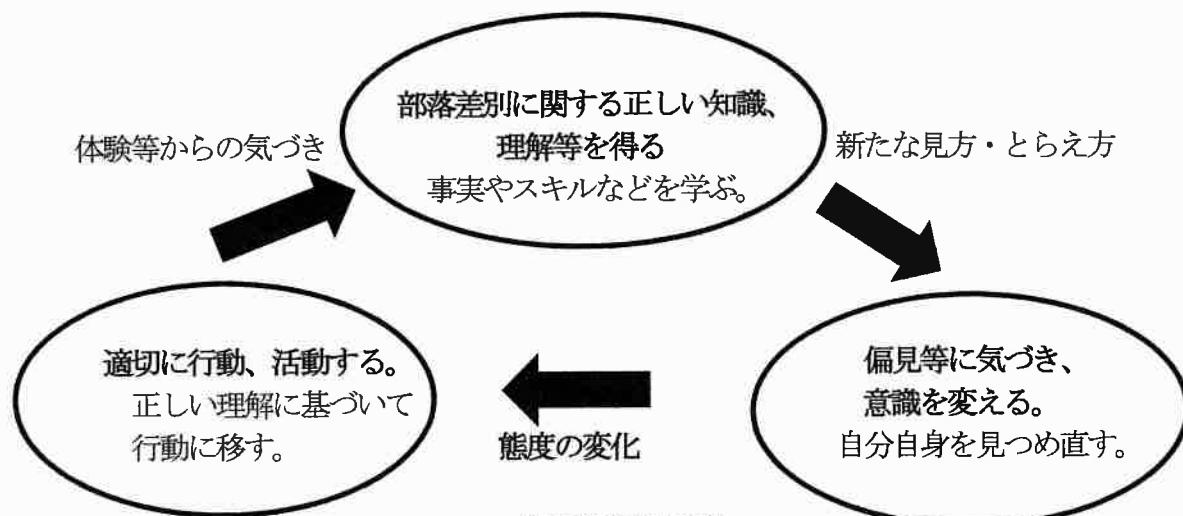
豊後大野市は、部落差別の解消へ向けた教育・啓発活動を推進し、市民一人ひとりの理解を深め、差別のない誰もが住みやすく活気のある地域とすることを基本目標としています。

教育委員会は、児童生徒、保護者、地域住民に対する教育・啓発活動を中心に関係団体等と連携を図り、部落差別解消教育を推進します。

(1) 啓発の考え方

豊後大野市が目指すのは部落差別の解消です。具体的には、図表1に示すように「部落差別に関する正しい知識を身に付け、理解等を得る」⇒「偏見や差別意識等に気づき、その意識を払拭・変革する」⇒「正しい認識と理解に基づいて、部落差別が生起した際に適切に対処したり、部落差別の解消に向けた活動に貢献・協力したりする」この三つの要素を踏まえた啓発を充実・強化することを通して、市民の人権意識（部落差別撤廃のための必要な知識・認識）の向上を図っていきます。

図表1 部落差別解消推進のプロセス



第2章 部落差別解消の推進

1 教育と啓発についてこれまでの総括

(1) 学校教育の総括

①これまでの経過

ア 歴史的経緯

1965年「同和対策審議会」答申が出され、部落差別が現存している事実を明らかにした点は画期的であり、部落問題の解決が国民的課題であると明言したことにより、学校教育の役割が明確になりました。この答申を受け、1969年「同和対策事業特別措置法」(特別措置法)が制定され、2002年の期限切れまでの33年間、この法律を拠り所に同和問題解決に向け取組が進められました。

イ 学校教育と同和教育

学校現場においては、1953年「全国同和教育研究協議会」(全同教)が結成され、全国的に差別解消に向けた教育が展開されてきました。この取組を進めていく中、「同和教育」という名称が定着してきたとも言えます。その後、学校教育は「同和教育」を年間カリキュラムに位置付け、授業実践を行ってきました。

ウ 同和教育の名称

全国水平社運動の発展に対応してすすめられた教育を、支配者側の発想で融和教育と呼んだ歴史があります。さらに、第2次世界大戦に突入する中、国民の意志を統一化するため、「国民同和への道」を文部省が発刊するなど、「同胞一和」の名のもとに戦争を正当化する動きが強化されたことも事実です。この歴史的経緯の中で、「同和教育」という名称を使用してきました。

エ 同和教育の成果

戦後において同和教育がもたらした成果として、次のことが挙げられます。

(ア) 子どもたちの学習権を確立

教育の機会均等の保障を通じて、長期欠席や不就学の子どもたちをなくし、教科書の無償化を実現しました。低学力の克服や学習権の保障に努め、さらに、就職差別の反対に取り組むなど、教育を受ける権利の保障が実施できました。

(イ) 教職員の人権意識の高揚

基本的人権に関する教職員の学習が深まり、民主的な教職員集団の確立につながりました。さらに、学校の自主性や独立性、地域住民との連携の必要性等について認識が高まり、民主主義の基盤となる人権意識の高揚が図れました。

(ウ) 「差別の現実から深く学ぶ」

生活と教育を結びつけることから、真理を追究し共感と相互理解を基本にした教育内容を研究し、教育実践に役立てることができました。また、これらを民主教育の搖るぎ

ない柱としました。

②現状の問題点

2000年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。この法律は人権尊重の理念を明確にするものであり、人権侵害を廃止することを目的としていることから、一定の評価はできると考えます。

しかし、人権8課題が並立的に提起され、人権教育の枠組みが拡がるとともに個々の課題解決が不明確になったとも言えます。そのため、部落問題は基本的に解決されず、また、教育現場では部落問題を直接的に扱った授業が姿を消していった経緯があります。

ア 教職員の力量

部落問題について全く知らない教職員がいることも事実です。残念な事実ですが、人権教育の推進が部落差別解消の学習を置き去りにしてきたという皮肉な現象が浮き彫りになっていると言えます。まさに、同和教育で培ってきた人権教育の重要性や差別に抗する人権意識が薄れていますことは否めない事実です。

イ あらゆる差別の原点

人権教育をすすめることに否定的な教育現場はありません。そして、現実に在る差別の解決を優先する教育を実践することが重要であり、「あらゆる差別」の解決につながる「部落差別解消の教育」をすすめることは明らかです。

③今後の推進

法律が制定された今だからこそ、部落差別の問題を中心に据えた教育実践の推進が求められています。そこで、歴史的経緯や今日的課題を受け止め、2019年度からは同和教育という名称を「部落差別解消教育」と変更し、「あらゆる差別」の解決につながる部落差別解消の教育活動を充実させます。また、学校教育と社会教育が足並みをそろえ、連携した取組、連続した取組にしていくために、豊後大野市「部落差別解消に係る教育基本方針」を学校教育及び社会教育の両面から一元的に策定します。なお、当面の間において、学校教育は以下の5点の取組を具体化することで強化を図ります。

- 「部落差別に深く学ぶ」をテーマに部落問題に関わる校内研修を年間2時間以上実施します。
- 豊後大野市人権・部落差別解消教育統一カリキュラムの実践を深めます。
- 市人同研等の研究大会に積極的に参加します。
- 日常的な人間関係づくりをキャリア教育を始めとする、あらゆる教育活動の場で実施します。
- 大野町のフィールドワーク職員研修を実施します。また、市人同研、市教振人権部会、県教委、各団体、他機関との連携を図りながら研修に参加し、厚みのある教育実践をめざします。

(2) 社会教育の総括

①これまでの経過

ア 公民館利用者や各種学級参加者を対象にした人権教育

各町の公民館を拠点として、公民館クラブ、家庭教育学級・女性学級・高齢者学級など、各種学級・講座・教室生や公民館利用者を対象に人権8課題を対象とした人権教育を実施するとともに、部落差別解消推進法が施行された背景やその意義等について周知を行ってきました。

イ P T A保護者を対象にした人権教育

P T A保護者を対象とした人権教育については、合併当初は町毎に実施方法に差異があったため、同一の受講者が年間を通じて複数回参加する講座方式に変更して実施してきました。現在は、各町で内容を統一した年間5回の講座を実施し、部落差別問題についての学習とあわせて大野町での「フィールドワークむらを歩いて」を実施することで、より学習を深めています。

また、市P T A連合会や単位P T Aが行う自主的な活動を支援することで、部落差別問題に関する学習を促進してきました。

ウ 学校教育との連携

学校教育と連携して運営する人権を学ぶ子ども会の実施や、竹田市と合同で開催する豊肥地区解放文化祭の実施を通して、差別を見抜き、差別に負けない子どもたちの育成に努めてきました。また、市人権同和教育研究大会や各種研究大会への参加にも努めてきました。

②現状の問題点

ア 公民館利用者や各種学級参加者を対象にした人権教育

公民館利用者や公民館クラブ、各学級での人権教育においては、人権8課題について学習してきましたが、部落差別問題に関する学習が毎年実施ではなく、数年に一度の取組となっていました。

イ P T A保護者を対象にした人権教育

アと同様、部落差別問題に関する学習とその他の人権課題に関する学習を行っていますが、部落差別解消推進法が施行された背景となっているインターネット上の部落差別問題など、厳しい差別の現状について、十分な学習ができるとは言えない状況にあります。

ウ 学校教育との連携

学校教育で取り組んでいる部落差別解消の教育活動の成果がしっかりと家庭や地域で生かされるよう、連携した取組、連続した取組とする必要があります。

③今後の推進

「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたものの、今なお「部落差別はない」「寝た子は起こすな」という意識が根強く残っています。部落差別解消教育を推進するに当たり、正しい理解や知識の習得を促進することで、偏見や差別意識等に気づき、その意識を払拭・変革し、正しい理解に基づき適切に行動できるよう、様々な機会をとらえて部落差別解消推進に取り組みます。

ア 公民館クラブ生や公民館利用者、各種事業の支援者等に対し「部落差別の解消の推進に関する法律」について周知します。

イ 社会教育委員会議、スポーツ推進委員会議、家庭教育学級、女性学級及び高齢者学級等での部落差別問題解消のための学習機会の確保・充実を図ります。

ウ P T Aの保護者を対象にした人権学習学級講座における「フィールドワークむらを歩いて」の実施や、当事者の体験や想いに触れる機会の設定など、効果的な講座の運営に努めます。また、学校教育との連携を図ることで、学校で学んだことが家庭や地域でより深ま

る取組みを進めます。

- エ 社会教育指導員を配置し、部落差別解消推進教育を効果的かつ日常的に実施できる体制を整えます。

2 推進方針

「部落差別の解消の推進に関する法律」第一条に規定されている「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」を達成するために定めた豊後大野市の推進方針に則り、豊後大野市教育委員会推進方針を定めます。

第3章 基本計画の推進

市民が、部落差別の問題の本質を正しく理解し、具体的に実践できる態度、技能を身に付けるよう、これまで取り組んできた部落差別解消の教育・啓発を一層充実させ、より効果的に推進していく必要があります。

また、市職員・教職員への教育・啓発を推進し、部落差別のない豊後大野市を確立するため教育委員会での取組を強化して参ります。

1 あらゆる場における教育・啓発の推進

豊後大野市は、すべての市民の人権が尊重される社会を実現するために、学校・幼稚園・家庭・地域・職場などのあらゆる機会において、部落差別解消の教育・啓発を行うことにより、部落差別解消教育の推進を図ります。

(1) 学校・幼稚園における教育の推進

「公益社団法人大分県人権教育研究協議会」「豊後大野市人権・部落差別解消教育研究協議会」との連携を図り各種研修会へ参加し、教員個々の資質の向上と校内（園内）での情報共有に努めます。

また、文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行に伴い、部落差別解消のための基本方針を定め、全教職員による学校（幼稚園）における教育の充実を図り、「差別しない」「差別を許さない」「差別を見逃さない」態度を実践できる子どもの育成に努めます。

(推進方針)

- ① すべての学校で、校務分掌に「人権・部落差別解消教育主任」を位置づけ推進担当者を確立して、全教職員で取り組む推進体制と人権推進委員会等校内推進体制の整備により、子どもへの指導の充実を図ります。
- ② 転入及び新採用職員の「フィールドワーク研修」を実施し、部落差別に対する抵抗への歴史及び地区住民との意見交換を行うことにより、部落差別の厳しさを理解し、児童・生徒への指導の充実を図ります。

- ③ 「人権を学ぶ子ども会」を開設し、年間を通して人権学習に取り組みます。また、豊肥地区解放文化祭に参加し、学習の成果を発表します。
- ④ 三重総合高校と部落差別解消教育の実践やカリキュラムについて情報交換し、特に中・高の連携による指導の充実、強化を図ります。
- ⑤ 就学前教育から発達段階に応じた人権感覚の育成に努め、小学校・中学校・高校での部落差別解消教育の指導につなげます。

(2) 家庭における教育・啓発の推進

子どもたちが学校で学んだことを家庭教育につなげるため、PTA連合会との連携を図り、保護者に対して各種研修会等への参加を呼びかけ家庭教育力の向上に努めます。

(推進方針)

- ① PTA連合会を通じて、「差別をなくす市民のつどい」、「人権を守る市民のつどい」への参加を要請し、保護者の部落差別の問題等人権問題に対する理解を深めます。
- ② 保護者を対象とした人権学習会級講座（連続講座）を開催し、部落差別の問題等人権問題に対する教育の推進を図り、若い世代の人権リーダー育成に努めます。
- ③ 「豊後大野市PTA連合会」に対して補助金を交付し、部落差別の問題等人権問題に関する自主的な研修を促進します。

(3) 地域社会における教育・啓発の推進

自治会連合会や老人クラブ等と連携し、地域住民に対して部落差別の問題等人権問題に関する理解を深め、「差別しない」「差別を許さない」「差別を見逃さない」態度を実践できる教育・啓発に努めます。

(推進方針)

- ① 自治連合会や老人クラブ、女性団体等に対して、「差別をなくす市民のつどい」、「人権を守る市民のつどい」への参加を要請し、部落差別の問題等人権問題に対する理解を深めます。
- ② 各町地域人権教育・啓発推進協議会との連携を密にし、協議会委員を選出する団体や自治会、各地区サロンでの研修会を推進し、部落差別の問題等人権問題に対する理解を深めます。
- ③ 公民館利用者に対して、各種学級・講座・教室等生涯学習の場や様々な機会を通じて人権教育を推進し、部落差別の問題等人権問題に対する理解を深めます。

(4) 特定職業従事者に対する教育・啓発の推進

市職員や教職員には、部落差別解消に関わる特定職業従事者としての自覚と、教育・啓発に携わるための知識を身につけるための部落差別解消の研修を計画的に実施します。

【市職員】

職員に対しては、職員研修を計画的に開催し、部落差別解消の責務の自覚と認識を高めます。また、人権団体等の開催する研究集会等への職員参加を推進し、部落差別問題への理解を深め人権意識の醸成に努めます。

(推進方針)

- ① 各職務階級に応じた研修内容を確立し、計画的に実施します。
- ② 全職員を対象とし、フィールドワークの研修を実施します。
- ③ 毎年「専門講座」受講生を募集し、同一受講者による複数回の連続講座を実施します。
- ④ 每年すべての課に研修推進員を設置し、研修推進委員が講師となり、各職場において全職員を対象とした研修会を開催し、職員としての資質の向上に努めます。

【教職員】

部落差別解消の人材育成を担う重要な立場にあることを十分認識し、すべての教職員が部落差別問題の理解を深め、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の連携を密にし、子どもの発達段階に応じた指導を実施します。

(推進方針)

- ① 部落差別の解消に関する各種の研修会に積極的に参加し、教職員全体に情報の共有化を図ります。
- ② すべての学校で部落差別に関わる校内研修を年間2時間以上実施し、教職員の理解を深めます。
- ③ 転入・新採用の職員にはフィールドワーク研修を実施します。

2 推進環境の整備

(1) 学習機会の充実

部落差別の解消が実現されるために、市職員、教職員の部落差別に関する研修会を充実し、市内のあらゆる団体に対して各部署からの研修促進を図り、学習機会の充実に努めます。

(2) 人材育成

部落差別の解消を実現するために、部落差別の研修が実施できる人権問題講師及びフィールドワーク講師の育成に努めます。

また、保護者を対象とした連続講座を開催し、若い世代でのリーダー育成に努めます。

(3) 教材等の整備

部落差別の解消を実現するために、部落差別に関わる啓発図書及びDVD等の視聴覚教材の充実を図ります。

また、市民への有効な教育・啓発活動を実施するため、啓発資料や研修教材の作成に関し、常に研究に取り組みます。

(4) 情報提供

国・県からの啓発資料は、公共施設への掲示及び各窓口での配布により市民への情報提供に努めます。

また、市で作成する標語やポスター等を、すべての公共施設に掲示、ホームページへの掲載、

自治会文書、研修会の資料として配布する等あらゆる手段により市民への情報提供に努めます。

(5) 連携の促進

部落差別の解消には、市民の理解と協力がなければ実現することは不可能です。国・県・市の各行政機関の連携は当然ですが、企業や各種の団体とも連携を密にして、あらゆる場面で、部落差別解消に関する研修会等の実施を呼びかけるなど、より多くの市民への教育・啓発活動の実施に努めます。

「豊後大野市人権・部落差別問題啓発推進協議会」を構成する各種団体への部落差別解消に関する研修会の呼びかけ及び「各町地域人権教育・啓発推進協議会」の活動の推進に努めます。庁内組織の「人権関係課」「幹事会」「兼務者会議」及び関係団体とのそれぞれ定期協議を開催し、部落差別の解消に向けた各種事業の推進を図ります。

また、「近隣自治体」「学校」「関係団体」等との連携により、部落差別の解消に向けた「文化祭」「研究大会」を毎年開催して、部落差別解消を実践できる人材の育成に努めます。

第4章 推進体制等

1 推進体制

① 豊後大野市人権・部落差別問題等に関する庁内組織を設置し、豊後大野市における部落差別問題の円滑な施策推進に取り組みます。

○ 兼務者会議

各課等から適宜選出された主幹級の職員を持って組織し、幹事会に付議する事項について協議するとともに、各課内における連絡調整を行います。

○ 幹事会

市政活性化会議を構成する者を持って組織し、庁内組織の最高意思決定機関とします。

○ 関係課会議

総務課、学校教育課、社会教育課及び人権推進同和対策課の関係職員をもって組織し、部落差別問題に関する基礎的な検討を行います。

② 本市の部落差別解消施策の推進にあたり、「豊後大野市差別撤廃・人権擁護審議会」に意見を求め、計画の推進に努めます。

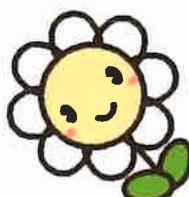
③ 「豊後大野市人権・部落差別問題啓発推進協議会」の円滑な運営により、部落差別問題の啓発を着実に実施します。

④ 市内7町の地域人権教育・啓発推進協議会と連携し、地域に密着した啓発を推進します。

⑤ 豊後大野市人権問題講師団及びフィールドワーク講師団と連携し、企業・団体に対する啓発を推進します。

4 基本計画の推進期間と見直し

本計画は、社会情勢の変化や推進状況など必要に応じて、適宜見直しを行います。



はじめに

日本国憲法は、第14条で「すべて国民は、法の下に平等であって、人種・信条・性別・社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されないこと」を基本的人権の一つとして保障し、立法その他の国政上でこれを最大限尊重すべき旨を宣言しています。

豊後大野市教育委員会（以降は市教委）では、日本国憲法、教育基本法の精神に則り、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の基本理念、大分県人権教育基本方針並びに豊後大野市人権教育・啓発基本計画の趣旨を踏まえながら、豊後大野市学校人権教育基本方針を策定（2014年3月）し、学校における人権教育の充実に努めてまいりました。

2016年12月16日、日本国憲法の理念に則り、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であるとして、部落差別のない社会を実現することを目的に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。そして、第5条で「地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。」と定められました。

学校教育においては、今まで部落差別の解消をめざし、部落差別問題学習をはじめとする人権学習に取り組んできました。しかし、2002年3月の「地域改善対策特別措置法」期限切れ以降の15年間を振り返ると、学校における部落差別解消にむけた取組は、教職員の研修・研究体制や授業実践においても、これまでの取組が継承できていないなどの課題も明らかであり、年々弱体化してきたことは歪めません。

社会教育においても、公民館利用者や社会教育関係団体等を対象とした人権学習を進めてきましたが、部落差別問題を人権8課題のひとつとしてとらえるにとどまっていたことなど、取組の弱体化は学校教育と同様でした。

その結果、今なお予断と偏見による差別事象や学習・認識不足による差別発言が発生している状況があります。また、就学、就労、結婚など基本的人権にかかる問題においても、市民意識調査からは何らかの差別があることを認識していることがわかります。

私たちは、学校教育・社会教育、さらに家庭教育を含めたあらゆる教育の場で、部落差別を解消しなければなりません。そのために、市民の一人ひとりが自らの課題であるという認識に立ち部落差別解消の教育と啓発活動を推進してまいります。

2019年3月

豊後大野市教育委員会

「部落差別解消教育」の推進に係る基本方針

I 目的

豊後大野市教育委員会は、法の施行を受け、これまでの実践や取組を振り返り、部落差別の解消に必要な教育及び啓発を行うために、豊後大野市学校人権教育基本方針を見直し、深化させるために、「部落差別解消教育」基本方針を次のように定めます。

そして、就学前教育および学校における教育と社会教育、家庭教育の役割を明確にするとともに、その連携を密にしながら市役所関係各課や関係機関、団体との協調を図り、総合的に実践に努めます。

II 目指す教育

すべての人々の人権が尊重される社会の実現は市民共通の願いです。豊後大野市人権教育・啓発基本計画【改定版】においても、「市民一人ひとりがお互いを尊重し合い、心と心のつながりを大切にしている、真に住みよい社会の実現」を基本目標としています。

豊後大野市教育委員会では、「部落差別解消推進法」制定を受けて、部落差別解消に係る学校教育及び社会教育の取組みを振り返りながら、推進する上での課題を整理し、部落差別のない社会、人権が尊重される社会の実現に主体的に参画していく児童生徒・市民の育成を目指します。

＜豊後大野市教育委員会基本方針＞

部落差別解消教育の推進

あらゆる差別の解決にむけ、「部落差別の解消」を中心とした教育を推進し、差別のない社会をめざす。

豊後大野市教育委員会では、「部落差別の解消」を中心とした教育の推進を人権教育の原点と位置づけます。部落差別問題学習等で培う「差別を見ぬく力」、「差別を許さない力」、「差別に立ち向かう力」を通して、あらゆる差別の解消にむけた教育を推進していきます。

- ① 人権や人権擁護に関する基本的知識を身につけ（知的理解）、人権がもつ意義や内容を直感的に感受し、それらを共感的に受け止めようとする人権感覚の育成を目指します。
- ② 知的理解と人権感覚を基盤として自分と他者との人権擁護を実践しようと意欲や態度を向上させ、これら意欲や態度を実際の行動に結び付ける実践力・行動力の育成を目指します。

③ その達成のために、学校教育においては、部落差別問題学習につながる人権感覚を低学年から磨き、高学年から中学校にかけて知的理解を深めながら、差別解消にむけた実践的態度を育てるとともに、社会教育においては、地域や家庭における学習機会を通じて、部落差別解消を自らの課題として捉え、自主的に行行動できるよう人権意識の向上を目指します。

III 基本方針

1. 教育委員会は、教育行政の責務を明らかにし、部落差別解消教育を教育行政の中心的な重要課題として、人権教育推進体系に正しく位置づけ、条件整備を図ります。
 - (1) 地域の実態を的確に把握し、課題を明らかにして、その理解と認識を深め、部落差別解消教育を推進します。
 - (2) 学校・社会・家庭における部落差別の解消を推進するために、部落差別問題に関する深い理解と正しい認識を持ち、熱意と実践力を備えた指導者の育成と確保に努めます。
2. 就学前教育においては、乳幼児期が人間形成の基礎を培う重要な時期であることを認識し、日常の保育を通し、豊な情操を養い、家庭・地域や小学校などと連携し、一人ひとりが思いやりと協調性に富み、いじめや差別を生まない人間関係を醸成するよう努めます。
3. 学校教育においては、幼稚園、小学校・中学校から高等学校に至る期間が、社会生活に必要な基礎的能力を身につけ、心豊かな人間に成長する上で重要な時期であることをふまえ、児童生徒が、互いの人格を認め合い励まし合う教育活動を計画的、体験的に取り組みます。
 - (1) 児童生徒は、人権意識を高め、感性をみがき、差別の不合理性について認識を深めることを通して、部落差別解消への意欲を培い、人権尊重の精神を生活に具現するように努めます。
 - (2) 教職員は、部落差別問題について学習を深め、部落差別に関する現状に深く学び、指導力の向上を図るとともに、幼・小・中・高の教育を一貫して推進する体制の確立を図ります。
4. 社会教育・啓発においては、すべての市民が部落差別の不合理について認識を深めるとともに、自らの生き方に関わる重大な社会問題として受け止め、その解消のために人権尊重の精神を日常生活に具現化する意欲と実践力を育てます
 - (1) 各種の学級・講座や社会教育関係団体等の活動について、その方法や内容を検討するとともに、住民の生活課題と部落差別問題とのかかわりを明らか

にし、多くの地域住民の参加による自発的学習活動を促進します。

- (2) 日常生活に生かせる豊かな人権感覚を身につけ、部落差別の解消を自らの課題と捉え、行動できるよう努めます。
- (3) 部落差別解消教育を推進するための人的配置をするなど、体制の充実をめざします。

5. 家庭は、家族の生活の基盤で、子どもの成長、人間形成に大きな影響を与えるとともに重要な役割を果たす場であり、学校教育や社会教育との接点としての役割を果たす場でもあります。

- (1) 学校における教育実践や諸活動、社会教育における学習活動などを通じて、部落差別の歴史と現実を正しく認識するための教育・啓発活動を推進します。
- (2) 家庭教育は、家族のふれあいの中で部落差別問題の正しい認識を深め合うとともに、家庭における人権教育の促進に努めます。

IV 重点目標

1. 部落差別の解消につながる知的理解を深化する部落差別解消教育の実践

(1) 人権尊重の理念についての理解

- ①「児童生徒の発達段階に応じた教材を位置づけ、差別を見ぬく力を育てます。
- ②自分の大切さとともに、他者の大切さも認めるという人権尊重の理念についての理解を深めます。
- ③すべての教育活動を通して部落差別解消教育を推進します。
- ④あらゆる社会教育の活動の場を捉え、部落差別解消教育を推進します。

2. 部落差別の解消をめざした豊かな人権感覚を育成する人権教育の実践

(1) 体験活動の充実

- ①個人や社会の多様性を尊重し、幅広い知識や柔軟な思考力に基づいた他者の協働や新たな価値への気づきを促します。
- ②人や自然等とのダイナミックな関わりを通した人としての「許容量」の増幅を図ります。

(2) 多様な価値観へ触れる場の保障

- ①部落差別解消教育を通して人権課題の認識を図ります。
- ②道徳の時間の充実を図ります。

(3) 望ましい人間関係の構築

- ①コミュニケーション能力の向上を図ります。
- ②異年齢集団や地域人材等との交流を図ります。

3. 部落差別を解消する実践力を持つ児童生徒の育成

(1) 差別の現実から深く学ぶ教育実践の充実

①児童生徒の発達段階や保護者、地域の実態をふまえ、人権感覚と知的理解の2側面の学びをバランスよく関連づけて実践します。

②小学校・中学校・高等学校の研究会等に相互に参加し、取り組みを学び合います。

(2) 自他の人権を守ろうとする実践力の育成

①知的的理解と人権感覚を基盤にした問題状況を変えようとする人権意識と実践力の向上を図ります。

②差別を見抜き、差別を許さない実践力のある子どもの育成に取り組みます。

4. 部落差別を解消し、人権教育を推進する教職員及び社会教育職員研修の充実

(1) 部落差別解消に係る学習の推進

①指導者として部落差別問題に関する認識を深めるため、外部講師や人権講師団等と連携し、部落差別の内実に迫る学習を推進します。

②各校は、部落差別問題学習を年間2時間以上実施し、教職員の研鑽を積みます。

③社会教育行政職員のスキルアップを図るため、県が実施する指導者養成講座等へ積極的に参加します。

(2) 差別の現実から深く学ぶ校内研修の充実

計画的な研修を推進することにより、「差別と自己との関わりを大切にする」「指導者としての自己変革を大切にする」という揺るぎない原則に立ち返った実践の振り返りを継続的に推進し、実践力の向上を図ります。

5. 研究大会における部落差別の解消をめざした取組の充実

(1) 豊後大野市人権・部落差別解消教育研究大会を、部落差別解消法第5条の示す「部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行う」機会とし、研究推進校を中心に部落差別解消教育を推進します。

(2) 部落差別解消教育の取組や課題を共有し、明日からの実践に活かす機会として授業実践・実践報告と全体研修（講演）の2本柱で計画します。

(3) 学校教育や社会教育の取組が、その集団だけのものでなく相互に理解されるよう参加体制を工夫します。

6. 部落差別の解消をめざした教育の推進に係る組織等の見直し

(1) 学校組織で使用している名称について「同和教育」を「部落差別解消教育」、「人権教育主任」を「人権・部落差別解消教育主任」に変更します。

(2) 法律及び豊後大野市の方針に則り、研究大会の名称を豊後大野市人権・部落差別解消教育研究大会と変更します。

7. いじめの未然防止に資する部落差別解消教育の日常化

部落差別解消教育の取組を日常化することは、いじめの未然防止に資することを全教職員で共通理解を図ります。

8. 家庭や地域における部落差別の解消をめざした教育の取組

- (1) 学校での学びを家庭教育につなげるため、PTA連合会との連携を図ります。
- (2) 同一受講者による5回の連続講座を行い、若い世代の人権リーダーの育成を図ります。
- (3) 社会教育施設利用者に対する学習機会の充実を図ります。

V 具体的取組

1. 部落差別解消教育の推進体制の構築

(1) 部落差別解消教育の目標設定

- ①学校の教育目標との関連による目指す子ども像を共有します。
- ②被差別の子どもを中心とした仲間づくりを推進します。
- ③保護者を対象とした人権学習学級講座を開催し、若い世代の人権リーダーを育成します。

(2) 推進体制の整備

- ①児童生徒の発達段階に応じ、全教育活動を通じた人権意識の高揚と一人ひとりの思いや存在が認められる教育環境を提供する。
- ②人権・部落差別解消教育主任をはじめ、推進委員会、スクールセクハラ防止相談窓口、スクールセクハラ防止委員会等を設置する。
- ③社会教育指導員を配置し、部落差別解消推進教育を効果的かつ日常的に実施できる体制を整えます。

2. 部落差別解消教育の全体計画の作成

(1) 人権・部落差別解消教育全体構想の作成

- ①人権・部落差別解消教育推進の基盤として部落差別問題学習を位置づけます。
- ②児童生徒及び地域の実態等に応じ、様々な人権課題を解決するための人権・部落差別解消教育の目標、実施方針、重点課題等を設定し、人権・部落差別解消教育の全体構想を作成します。
- ③学校や地域の特色を生かした取組、ボランティア活動、社会奉仕体験活動、ならびに教科、道徳、総合的な学習の時間等との関連を明記します。

(2) 年間指導計画の作成

- ①人権・部落差別解消教育の視点を位置づけた年間を通じた取組を組織的に推進します。
- ②豊後大野市人権・部落差別解消教育研究協議会の市統一カリキュラム及び取

組計画等を踏まえた12年間を見通した実践内容を充実します。

3. 指導内容、指導方法等の工夫・充実

(1) 学級経営の充実

- ①教育のあらゆる機会や場面において、教育に参加するすべての児童生徒の人権が尊重される環境と雰囲気づくりに取り組みます。
- ②すべての児童生徒が排除や無視、いじめ等、人間関係が阻害されることなく、一人ひとりの多様な個性が丸ごと受け入れられる教育環境の整備を目指す人権を通じた教育を推進します。
- ③定期的な実態交流や複眼的に見守る取組等、子どもの現実から深く学ぶ取組等を通して、学級経営の充実を図ります。

(2) 体験的参加型学習等を取り入れた効果的な指導の充実

- ①人権感覚につながる異なる価値観や考え方を受容する心の広さや、規範意識、他者と協働する喜び等を、直接体験により感受し、醸成します。
- ②探究的な活動に配慮しつつ、多様な学習形態を工夫し、地域の人々の協力を得るなど、社会科や総合的な学習等と関連付けながら、地域人材や関係機関、地域の学習環境を積極的に活用します。

4. 市統一カリキュラムとの連動

- (1) 豊後大野市人権・部落差別解消教育研究協議会を通して部落差別問題学習を中心に据えた市統一カリキュラムを作成します。
- (2) 小学校・中学校・高等学校の系統性を考慮した統一カリキュラムを作成し、学習を積み上げることで部落差別解消の力を育みます。
- (3) インターネット上の差別書き込みについては、情報モラルの研修を保護者の啓発等とあわせて計画的に実施します。

5. 差別事象が発生した場合の対応確認

- (1) 速やかに事象内容及び経過の把握と今後の対応策について教育委員会へ報告するとともに、市長部局並びに関係機関と情報を共有し、事後の取組に移します。
- (2) 管理職のリーダーシップの下、人権・部落差別解消教育推進委員会等を機能させた組織的対応を、迅速かつ適切に展開します。

6. 家庭・地域への啓発

- (1) PTAと連携し、人権・部落差別解消教育の授業参観や人権講演会、人権コンサート等について計画的・継続的な取組を通して、児童生徒の変容や教育活動を通じた保護者啓発を推進し、家庭教育の向上を図ります。
- (2) 地域や学校の実態に応じた家庭・地域との連携を社会教育・啓発の取組と連動させながら、学校で学んだことが家庭や地域の深まる取り組みを継続します。

7. 地域社会における教育・啓発の推進

- (1) 公民館クラブ生や公民館利用者、各種事業の支援者等に対し「部落差別の解消の推進に関する法律」に関する教育と啓発を行います。
- (2) 社会教育委員の会議・スポーツ推進委員会議や各種学級・講座・教室において、部落差別問題解消のための学習機会を確保します。
- (3) P T A保護者を対象にした人権学習学級講座（連続講座）において「フィールドワークむらを歩いて」の実施や当事者の体験や想いに触れる機会を確保するなど、効果的な講座の運営を行います。
- (4) 人権を学ぶ子ども会活動及び豊肥地区解放文化祭における子どもの実践を通して、部落差別の問題等人権問題に対する理解を深め地域や家庭における人権意識の向上につなげます。

IV その他

この基本方針は、今後の情勢並びに取組状況等を勘案し、必要と認める時は検討を加えるものとする。

2017年8月策定

2018年3月改訂

2019年3月改訂